

学校いじめ防止基本方針

静岡県立沼津特別支援学校

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

この法律（いじめ防止対策推進法第2条第1項）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたりと判断した場合でも、行為を行った児童生徒に悪意がなく、好意で行った場合や障害特性による場合等には、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。

2 いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も何度も繰り返されたり複数の者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり傍観したりしている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの基本的な考え方

- ・「どの学校でも、どの子にも起こり得る」 ⇒ 職員の認識
- ・いじめを許さない、いじめの兆候を把握、隠さず関係機関と連携して対応
⇒ 職員の共有・連携
- ・命の大切さ、心身の健康についてあらゆる場面で指導する ⇒ 指導の指針

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名

静岡県立沼津特別支援学校 いじめ対策委員会（人権教育推進委員会）

2 構成員等

責任者・実務担当者：生徒指導課長

構成員：校長、副校長、教頭、事務長、小・中・高 各学部主事、養護教諭
(該当児童生徒担任)

3 役 割

- ・いじめに関する情報の集約と共有化
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- ・学校いじめ基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- ・いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証

第3章 いじめ防止のための対策

1 いじめ防止のための各学部の取組～人権教育として】

学部	目 標	授 業 で の 取 組
小学部	友達や教師との関わりを大切にする。	日常生活の指導（身辺自立・習慣等）、生活単元学習、特別活動（クラブ・交流教育・学級活動等）遊びの指導、自立活動、道徳（コミュニケーション・ソーシャルスキル）
中学部	思いやりのある生徒集団を目指す。	総合的な学習の時間（自然・環境教育、地域学習等）特別活動（生徒会・委員会活動、交流教育、学級活動等）日常生活の指導（身辺自立・習慣等）生活単元学習（地域・進路教育等）、保健（性教育等）作業学習（協働・意欲等）自立活動、道徳（人間関係、社会性など）
高等部	社会生活を送るための基礎的な技能の獲得や他者理解を深める。	総合的な探求の時間（環境教育、地域学習、交流教育等）特別活動（生徒会活動、学部集会等）保健（感染症等）、職業（社会生活での配慮等）自立活動、道徳（人間関係、社会性など）

第4章 いじめの早期発見

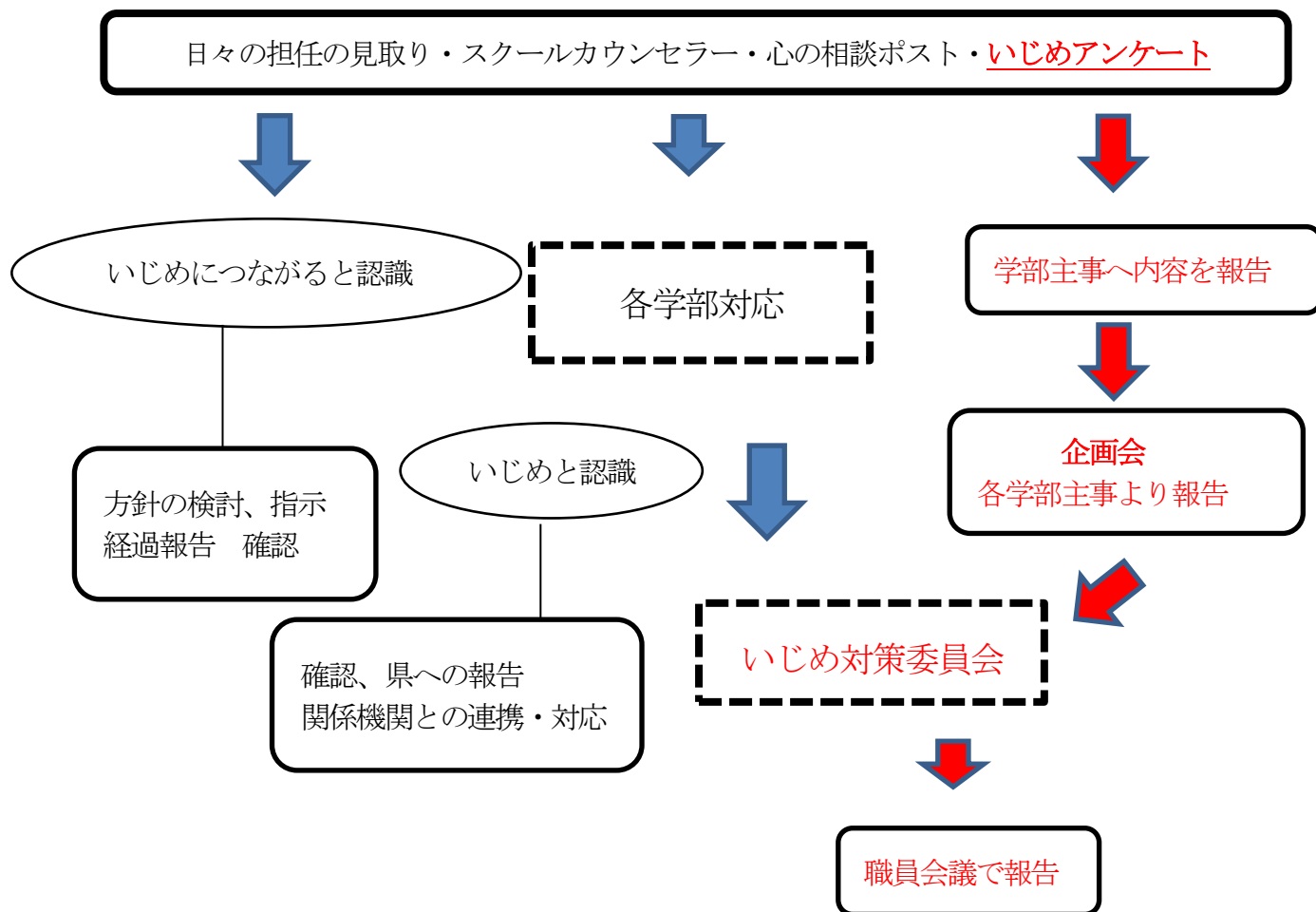
1 いじめの早期発見のため、以下のように取り組む。

- ・通常の学年部会等で、児童生徒の行動についての報告がなされ、主事、教頭、副校長への連絡、相談があることが前提になる。
- ・他害、喧嘩他、元気がない等、気になる行動がある場合は、学年主任 → 学部主事 → 教頭へ連絡する。同時に経過などの記録を開始する。

2 年間計画

- 年度当初
- ・校内いじめ基本方針策定
 - ・各学年児童生徒実態把握
 - ・スクールカウンセラーの選任、相談受入（随時）
 - ・「心の相談ポスト」の設置、周知（随時）
- 7月
- ・児童生徒アンケート、聞き取り調査①、職員のチェック
- 9月
- ・夏休み後の児童生徒の状況把握
- 12月
- ・児童生徒アンケート、聞き取り調査②、職員のチェック
- 1月
- ・冬休み後の児童生徒の状況把握
- 3月
- ・まとめと次年度の方針・アンケート用紙の保管

3 いじめ対策の流れ



第5章 いじめに対する措置

1 いじめ対策委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議を開催する。

2 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行う。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する。

3 解決に向けた支援と指導

- ・いじめられた子どもへの支援
- ・いじめた子どもへの指導
- ・周囲の子どもへの指導

保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

関係機関等との連携

- ・子どもに関わりのある関係機関（医療、福祉、警察、児童相談所等）と連携し、相互に補完し合い、一体となって取り組む。

スクールカウンセラーによる相談

- ・必要に応じ、スクールカウンセラーによる聞き取りを本人、保護者から行い、心のケアを図る。

4 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら継続的に経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する。

第6章 重大事態への対応

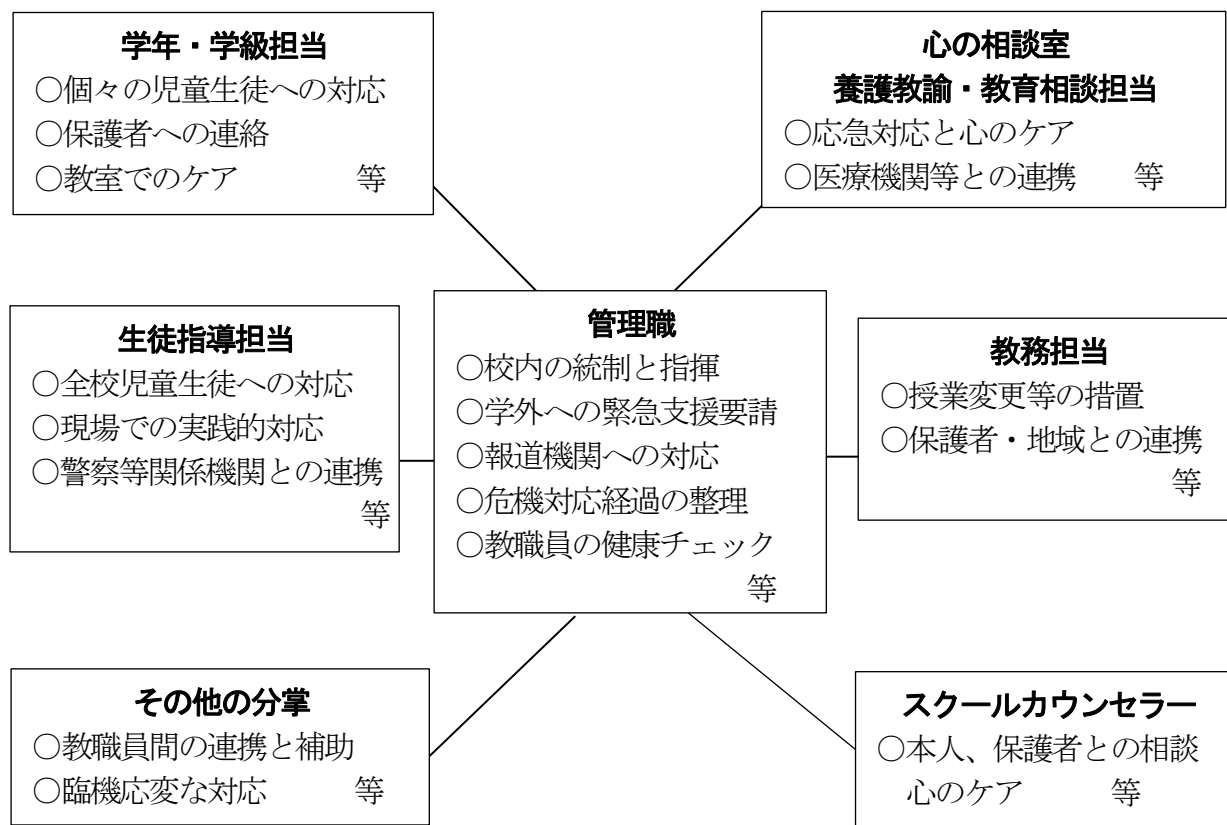
1 重大事態とは

いじめにより、子どもの生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。

2 重大事態発生時の基本的な対応

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- ・躊躇なく関係機関へ支援を求める。（「CRT派遣要請」等を念頭に置く。）
- ・子ども、保護者へ正確な情報を迅速、正確に伝え、二次被害を防止する。

3 校内の組織体制と役割分担



4 説明責任とマスコミ等対応・危機管理

(1) 保護者への対応（保護者会）

- ・**趣旨説明**：子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。
- ・**情報提供**：全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・**対応策の提示**：保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

(2) マスコミ等への対応

- ・取材要請があった場合、県教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- ・取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、県教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。